

市制 20 周年記念事業募集要項

1 はじめに

松阪市は令和 7 年（2025 年）1 月 1 日に市制施行 20 周年を迎えます。

この節目となる機会をとらえ、松阪市民のシビックプライドや、一体感の醸成を目的とする、市制 20 周年記念事業を募集します。

1 年を通して、大小、様々なイベントを開催していければと考えています。

2 応募資格

市内外、団体（法人含む）・個人を問わず、どなたでも応募していただけます。

ただし、以下の要件に該当する団体（法人含む）又は個人は応募できません。

- （１） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行なう団体又は個人
- （２） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する団体又は個人
- （３） 反社会的勢力団体又は反社会的勢力との関係を有する団体又は個人
- （４） その他松阪市長が不適当と認めるもの

3 募集する事業

- （１） 市制 20 周年を記念し、松阪市民のシビックプライド及び一体感の醸成につながる事業
- （２） 令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに実現可能な事業

○以下の事業は、対象にはなりません。

- （１） 公序良俗に反するもの
- （２） 営利を主たる目的とするもの
- （３） 国、地方公共団体、外郭団体等から当該事業について委託され、又は補助金を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- （４） 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの
- （５） 政治上の主義を推進及び支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- （６） 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦及び支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- （７） 法令、条例等に違反するもの

4 募集期間

令和6年5月16日(木)から令和6年7月31日(水)まで

5 申請方法等

以下の書類を郵送、電子メール又は持参により経営企画課へ提出してください。

- (1) 市制20周年記念事業申請書(様式第1号)
- (2) 事業実施計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体概要書(様式第4号)

・8月～9月頃に書類・プレゼンテーションに基づき審査を行い、11月頃、採択又は不採択を申請者に通知します。事業採択後に事業内容を変更又は中止する場合は、速やかにご連絡ください。

6 支援内容

- (1) 市制20周年記念事業の名義等の使用

※採択された事業は松阪市が「共催」となります。

※市の施設を使用したい場合は、経営企画課にご相談ください。

- (2) 市の広報誌、ホームページ、SNS等による周知
- (3) 実施する事業に対し、その経費の一部の補助(補助金)

※補助金の交付については、予算の成立を条件とします。

7 申込先

松阪市 企画振興部 経営企画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4319 FAX 0598-22-1377

Mail: kei.div@city.matsusaka.mie.jp

8 経費の一部の補助（補助金）について

経費の一部の補助については、次のような補助内容を予定しています。

補助対象経費

経費の種類	主なもの
報償費	講師、出演者等への謝礼等、団体の構成員以外の者に支払う経費
旅費	講師、出演者等（団体の構成員を除く）の交通費及び宿泊費
消耗品費	文具、その他の消耗品等（1 個当たり 1 万円未満のものに限る）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料、傷害保険料等
委託料	専門知識・技術を要する業務等、事業の一部を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場借上げ料、各種機材レンタル料等
諸経費	その他、松阪市長が当該事業実施に不可欠と認めた経費

次に掲げる経費は、補助対象経費となりません。

- （１） 団体の普段の運営費
- （２） 構成員に対する謝礼、人件費及び交通費
- （３） 備品購入費
- （４） 食糧費
- （５） その他松阪市が不適当と認めた経費

補助金の額

補助対象経費の3分の2以内を限度とし、予算の範囲内で、補助します。また、事業実施に伴い収益等がでた場合は、原則、経費からそれらの金額を差し引いた額を補助対象経費とします。

※補助対象経費が事業の効果に見合うかなど、審査の対象となります

申請までのながれ

	項 目	期 間
1	募集期間（記念事業申請）	7 月末まで
2	書類審査・プレゼンテーション審査	8 月～9 月頃
3	結果通知	11 月頃
4	補助金交付申請	11 月以降受付開始予定

※補助金申請の手続については、採択された事業者にも別途ご案内します。